

概要版

森林経営管理法の改正について

令和8年1月

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

目次

1. 森林経営管理法について
(現行法の概要、実施状況等)
2. 森林経営管理法の改正、
運用の方向性の概要

1. 森林経営管理法について (現行制度の概要、実施状況等)

はじめに



江戸～戦中・戦後の過剰伐採により森林は荒廃。



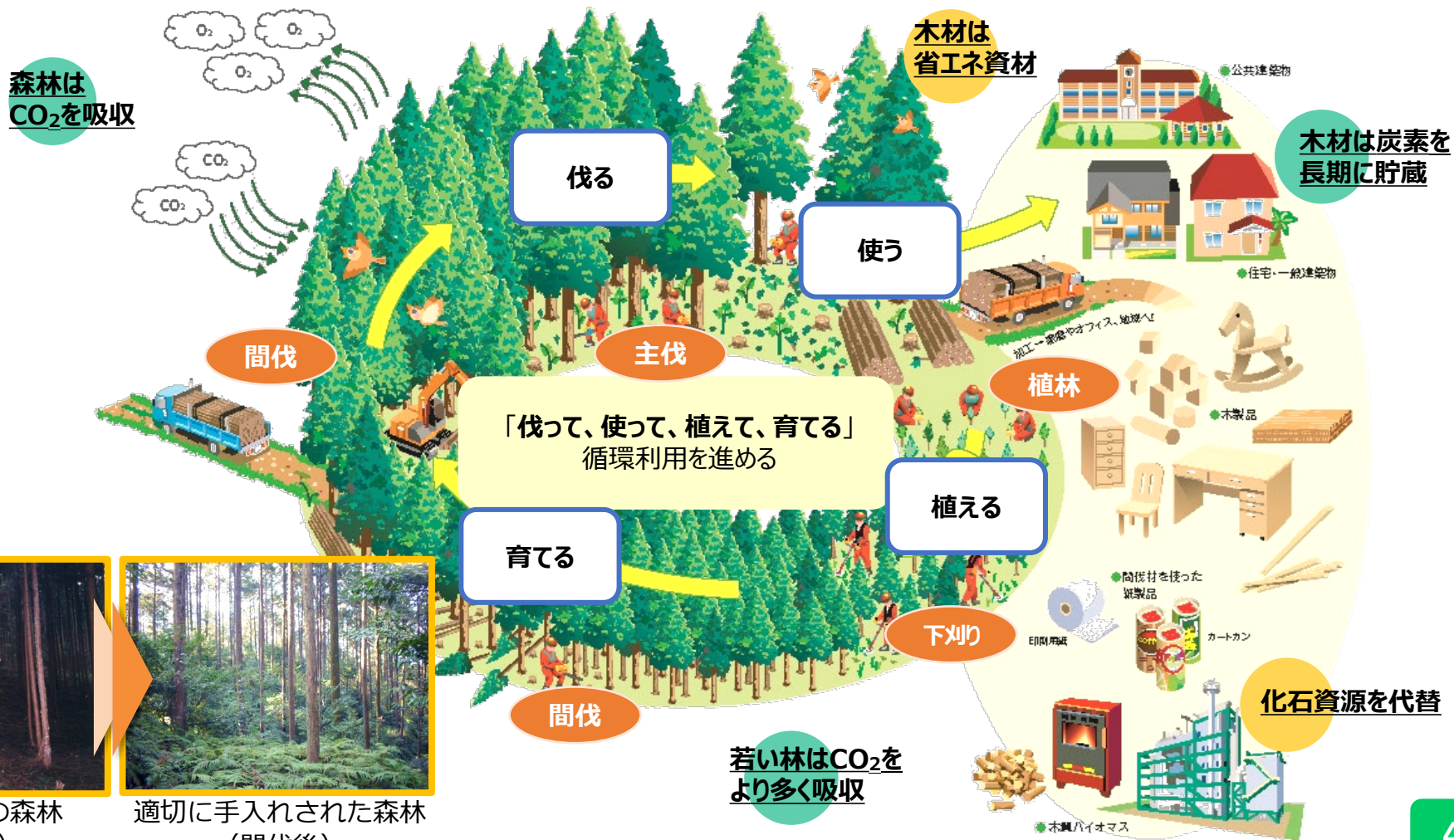
その後、先人たちの労力のおかげで
1千万haの人工林は成熟、利用期に。

これまで育ててきた地域の大切な森林を、
どうやって活かし、子どもたちに受け継いでいくか…

「集積・集約化」で地域の^{もり}森林づくり！

森林の循環利用

- 森林は、「植える→育てる→伐る→使う→植える」というサイクルの中で、木材生産、水源涵養、山地災害防止、地球温暖化防止などの**多面的機能の発揮**に貢献しています。
- 森林を**適切に経営管理**し、森林の**循環利用**を進めていきましょう。



手入れ不足の森林
(間伐前)



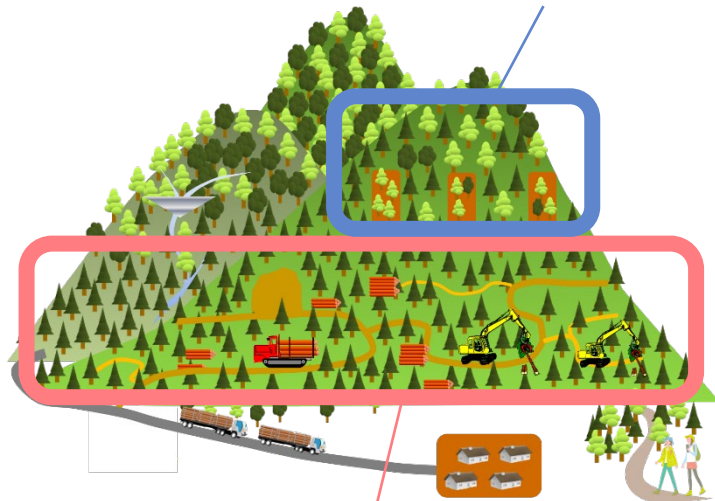
適切に手入れされた森林
(間伐後)

森林整備の方向性、森林所有の現状

- ▶ 私たちの貴重な資源である森林を将来に渡って守り育てていくためには、**林業経営に適した森林とそうでない森林のそれぞれについて、適切な森林整備・管理を行っていくことが必要**です。
- ▶ そのためには、**面的にまとまった森林で効率的な経営管理**を行うための「**集積・集約化**」が不可欠ですが、**所有者の関心の低下、小規模分散や所有者が不明な森林の増加**等により、民間の取組だけでは、必要な集約化や森林整備が十分に進まない状況です。

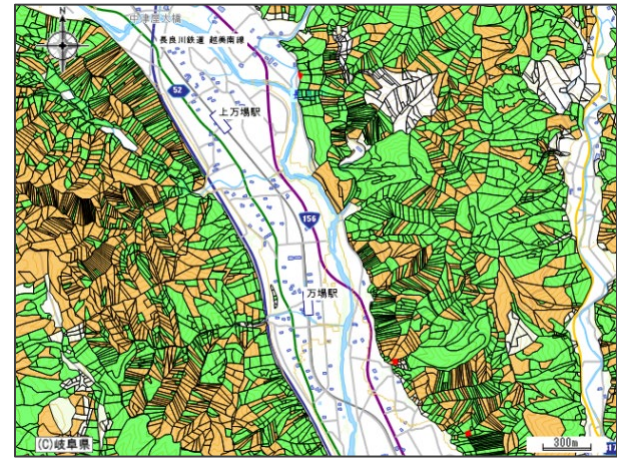
■ 持続的な森林の経営管理

自然的条件に照らして森林経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林）等へ移行。



自然的条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

■ 森林所有の現状の例（小規模・分散所有）



■ 所有者不明森林の存在

（登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合）

| 宅地 | 農用地 | 林地 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|
| 20.8% | 24.5% | 33.4% | 25.6% |

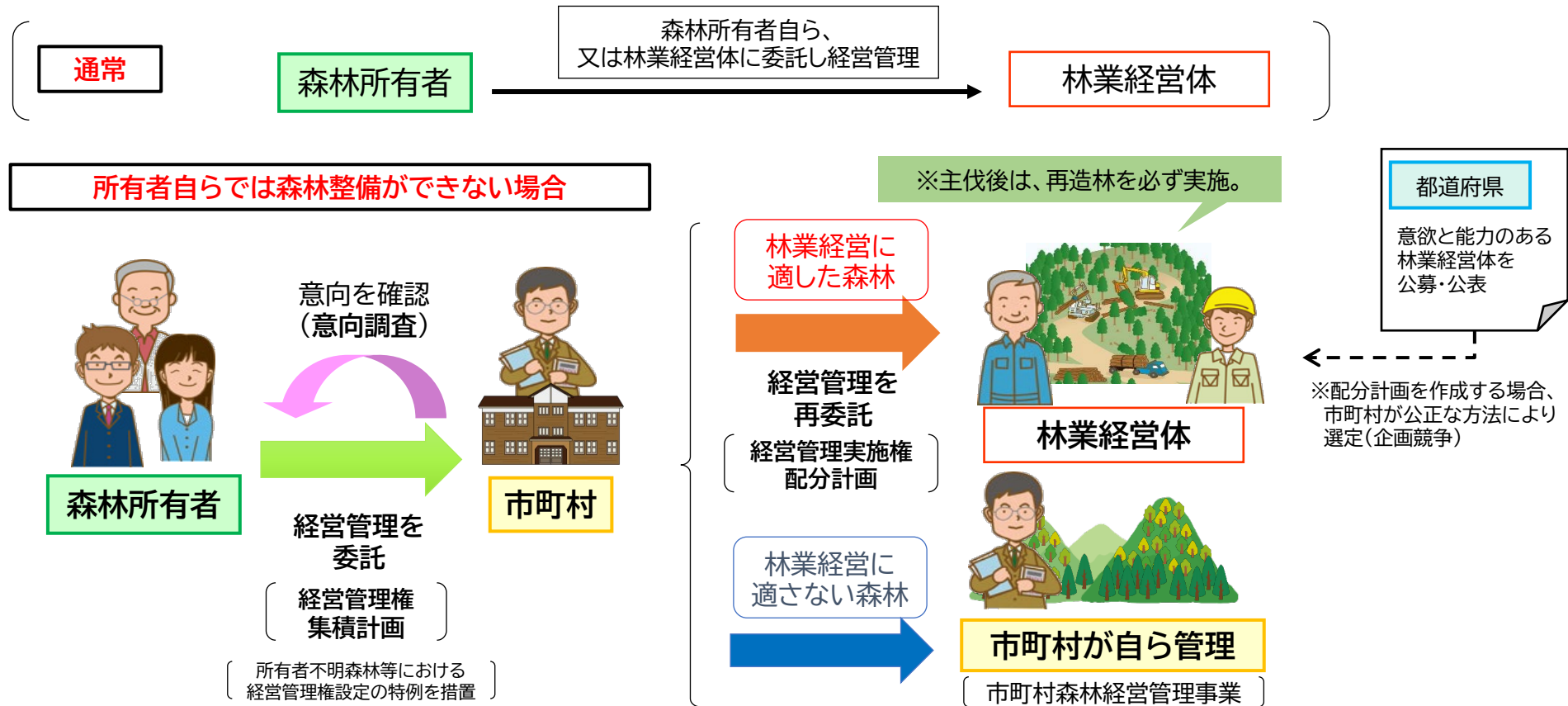
資料：国土交通省（令和5年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）

注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

森林経営管理法（森林経営管理制度）とは

- ▶ 平成31年に施行された森林経営管理法に基づく**森林経営管理制度**は、所有者が自分では手入れや管理ができない森林について、**市町村が経営管理の委託を受けた上で**、林業経営に適した森林は**林業経営体に再委託**するとともに、林業経営に適さない森林は**市町村自ら管理を行う**などにより、集積・集約化を図る仕組みです。

■ 現行の森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要



経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

(参考) 経営管理権と経営管理実施権

経営管理権とは？

森林所有者の委託を受けて、市町村が森林の経営管理（伐採、木材の販売、造林、保育）を実施する権利です。

- ・木材の販売収益から、経費を控除してなお利益がある場合には、森林所有者に支払うことを含みます。
- ・経営管理権の存続期間の上限・下限はありません（所有者不明森林等の特例の場合、上限50年）が、経営管理の内容に主伐・再造林を含む場合は、存続期間内に成林に一定の目途が付くよう、15年以上とすることが望ましいです。

経営管理実施権とは？

市町村の委託を受けて森林の経営管理を実施するために林業経営体に設定される、経営管理権に基づく権利です。経営管理の内容に主伐を含む場合には、再造林を必ず実施することとなっています。

所有権はどうなる？

経営管理（実施）権では、土地や立木の所有権は移転しません。元の所有者に帰属したままです。

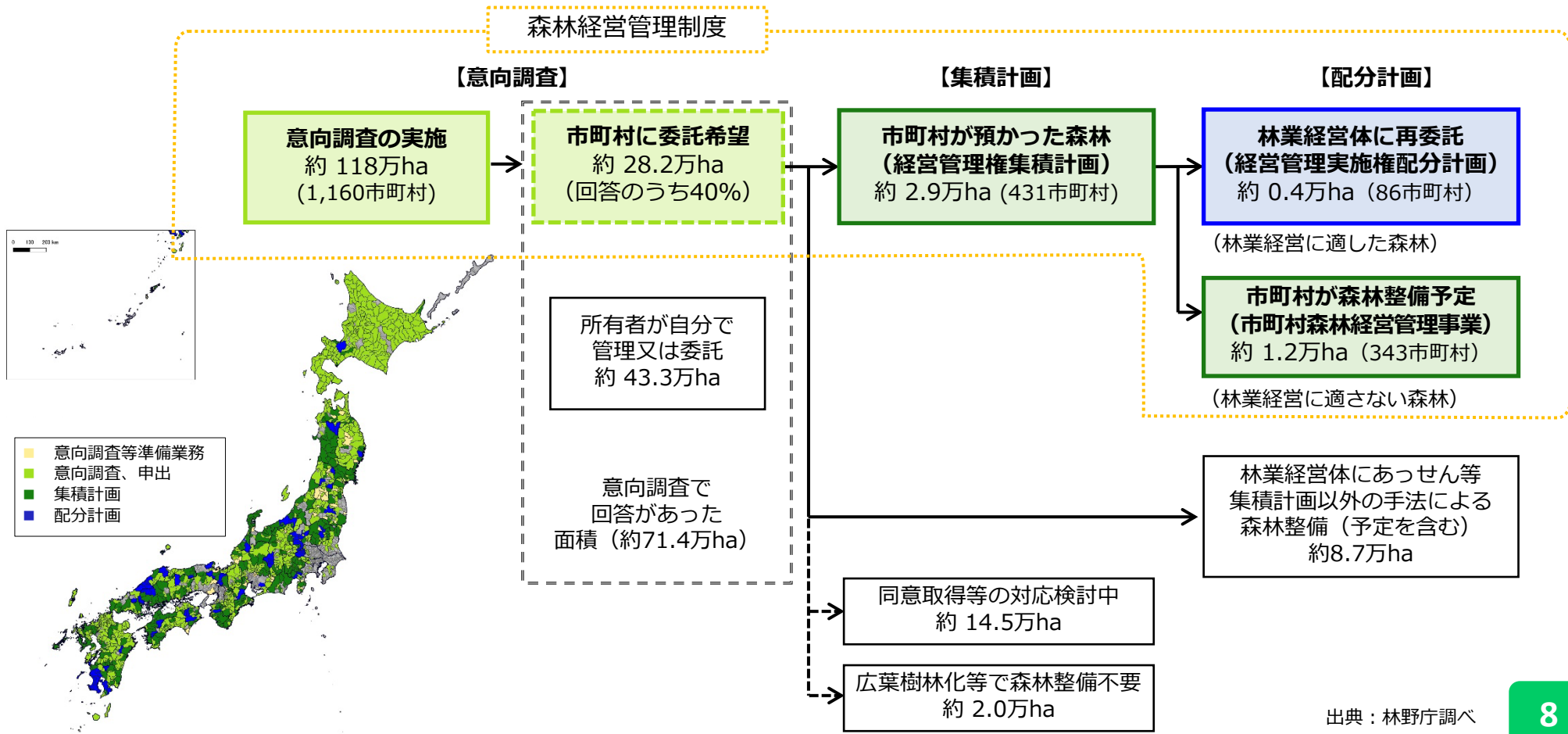
所有者不明の場合は？

所有者（共有者）が不明の場合等でも、市町村による所有者等の探索、公告など一定の手続を経ることにより、市町村に経営管理権を設定できる特例を措置しています。

森林経営管理制度の取組状況

- 制度開始からの6年間で、1,160市町村で、約118万haの意向調査を実施しました。
- 回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、これらについて市町村による森林整備のほか、林業経営体へのあっせん等も活用しながら森林整備につなげており、未整備森林の解消に貢献しています。
- 一方で、林業経営体への権利設定は低位に推移し、林業経営に適した森林における循環利用への貢献は限定的です。

令和6年度までの取組状況



森林経営管理制度を活用した森林整備の実施状況

市町村森林経営管理事業

えな

<岐阜県恵那市>

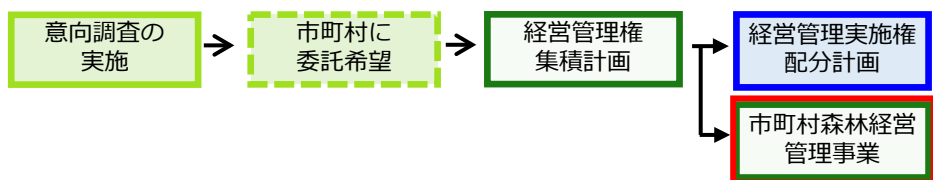
- 恵那市では、施業の履歴・予定がない私有人工林について、主に災害防止の観点から、森林経営管理制度を活用し森林整備を実施する方針。
- 令和5年度までに、意向調査、集積計画の作成を通じて、市町村森林経営管理事業により、約364haの間伐等を実施（森林環境譲与税を活用）。



<間伐前>



<間伐後>



経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林

やいた

<栃木県矢板市>

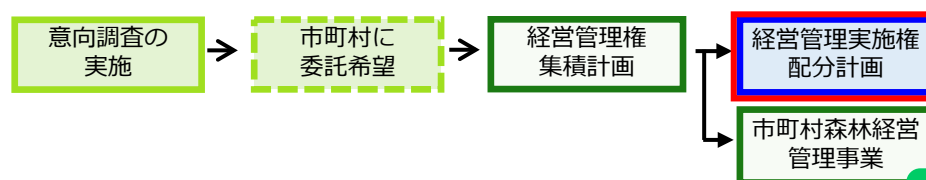
- 矢板市では、施業の履歴・予定がない私有人工林について、意向調査を実施。
- 意向調査の結果、委託希望の森林について、市、県、林業経営体等で構成される協議会において、経営が成り立つか等を判断。
- 約1haの集積計画、配分計画を作成し、林業経営体に再委託。
- 令和5年に主伐・再造林を実施。



<主伐実施箇所>



<再造林後の状況>

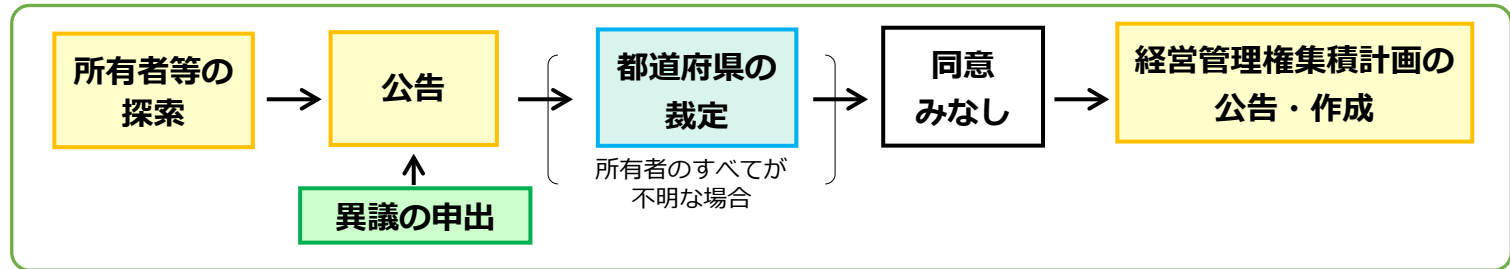


所有者不明森林等の特例措置

- 森林経営管理法には、所有者（共有者の一部）が不明でも、市町村が所有者等の探索・公告など一定の手続を経ることで、市町村に経営管理権を設定できる特例を措置し、これまでに12市町13件で活用されています（令和7年12月現在）。

所有者（共有者）が不明な場合の特例の活用フロー

※この他、確知されている森林所有者が不同意な場合の特例も措置



【共有者不明森林に係る特例の活用例】 <群馬県甘楽町>

- 令和元年度に、25名の森林所有者に意向調査を実施。その結果、市町村に委託希望があり、所有者全員が判明した森林17haについて、令和5年3月に集積計画を作成。
- 3.3haの森林は、共有林であり、共有者のうち1名は現在の共有者を確知できなかったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 令和5年3～9月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を実施。異議の申出はなかったことから、令和5年9月に、経営管理権を設定。
- 経営管理権設定後、町は配分計画を作成。



【所有者不明森林に係る特例の活用例】 <青森県三戸町>

- 民家等の保全対象に近接する森林から優先的に森林経営管理制度を活用。
- 住宅地に隣接する森林1.7haについて、一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者が不明であったことから、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和4年12月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。6月を経て異議の申出がなかったことから、県の裁定手続を経て、令和5年12月に経営管理権を設定。
- 経営管理権設定後、町は皆伐を行い、低木樹種の植栽を実施する考え。

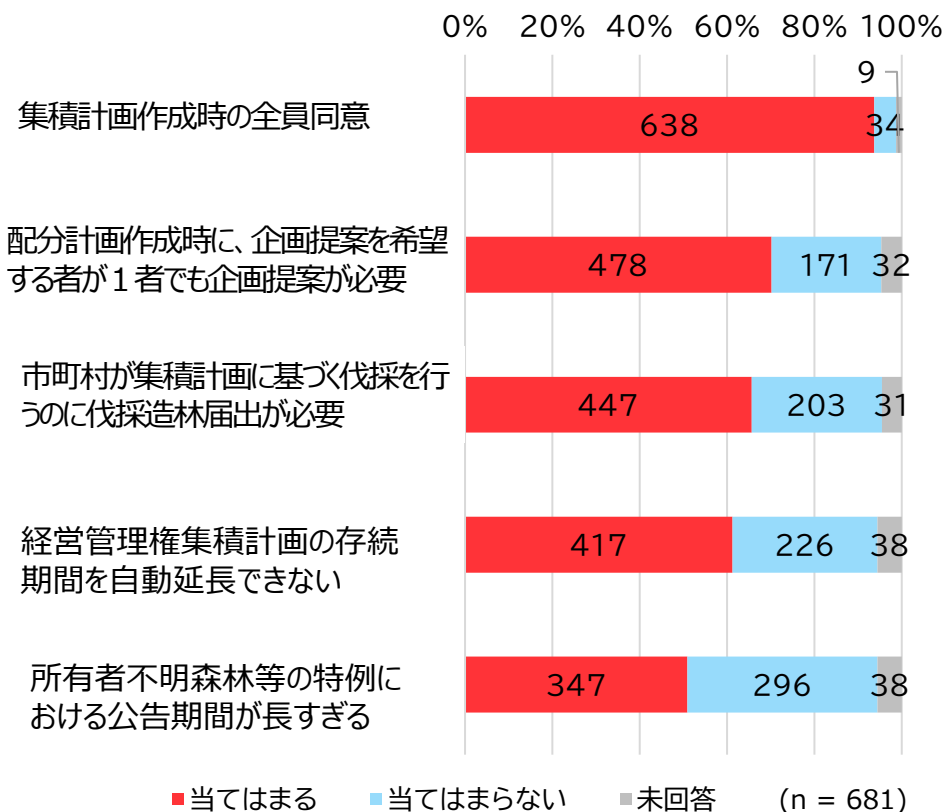


森林経営管理制度の取組上の課題

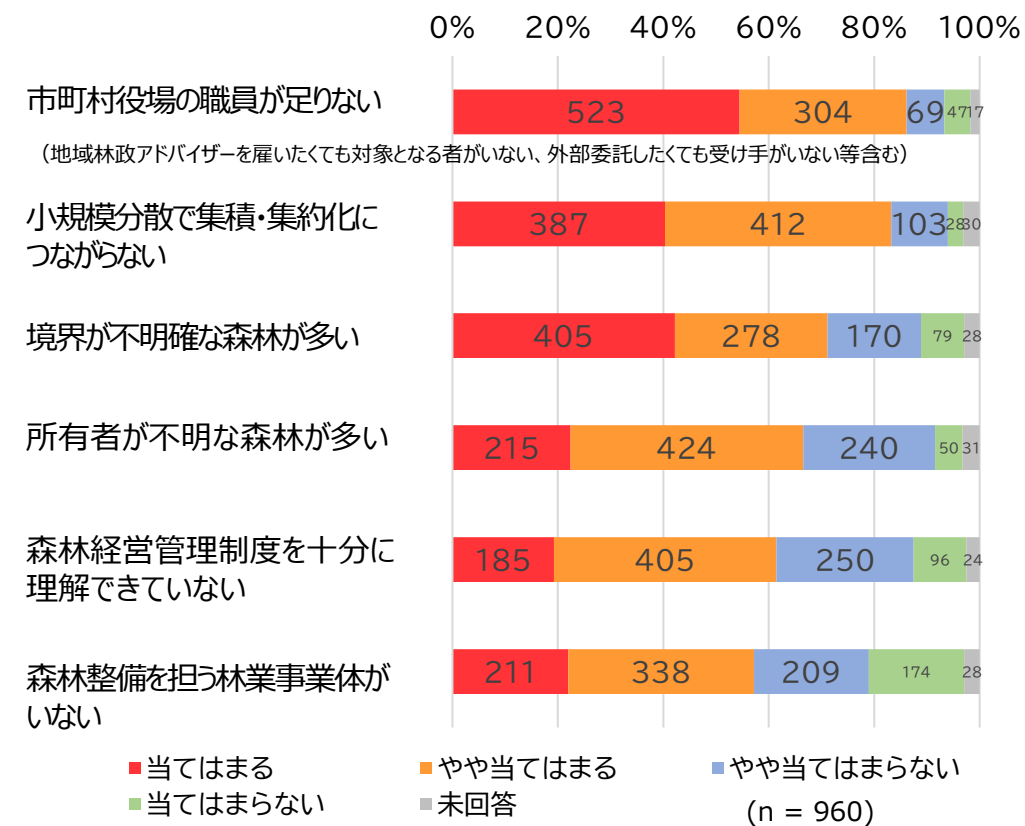
➤ 制度に取り組む市町村からは、

- ① 制度手続そのものでは、集積計画作成時の**全員同意要件**、配分計画作成時の**林業経営体の選定手続**など
- ② 制度手続以外では、**マンパワー不足**、**小規模分散な森林の所有構造**、**境界不明**、**所有者不明**などが**ハードル**となっているとの声があったところです。

■ 制度手続そのもののハードル



■ 制度手続以外のハードル

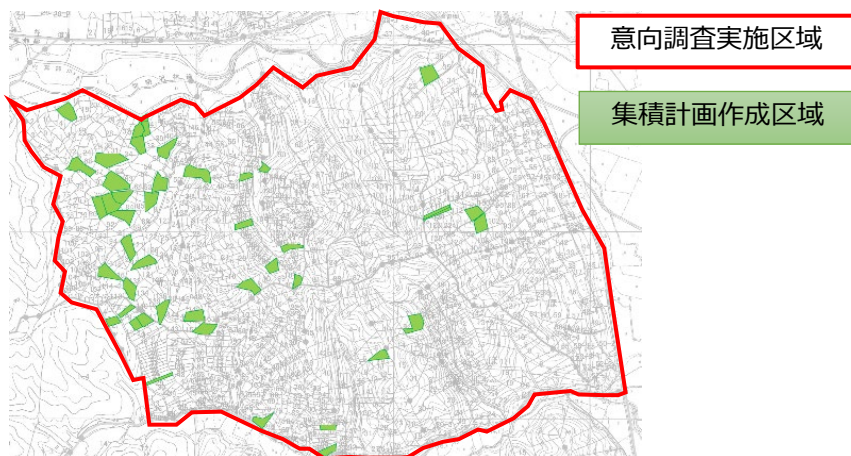


※設問については簡略化して記載。

森林経営管理制度の取組上の課題

- 実際の取組においても、**意向調査の結果が小規模分散**である例、**所有者等の探索や同意取得、特例の活用**に時間を要した例などが見られ、**制度推進の課題**となっています。

■ 集積計画の作成状況の例



所有構造が小規模分散

+

所有者が不明
回答がない
共有者の同意が取れない

など

↓

面的な集約化につながっていない

■ 所有者等の探索や同意取得、特例の活用



施業前



施業後

登記名義人25名（明治時代の登記）の森林で、**相続人探索の結果、147名の共有者が判明。**

➡所有者等の探索、特例（共有者不明森林、確知所有者不同意森林）の活用、経営管理権の設定に約3年を要した。

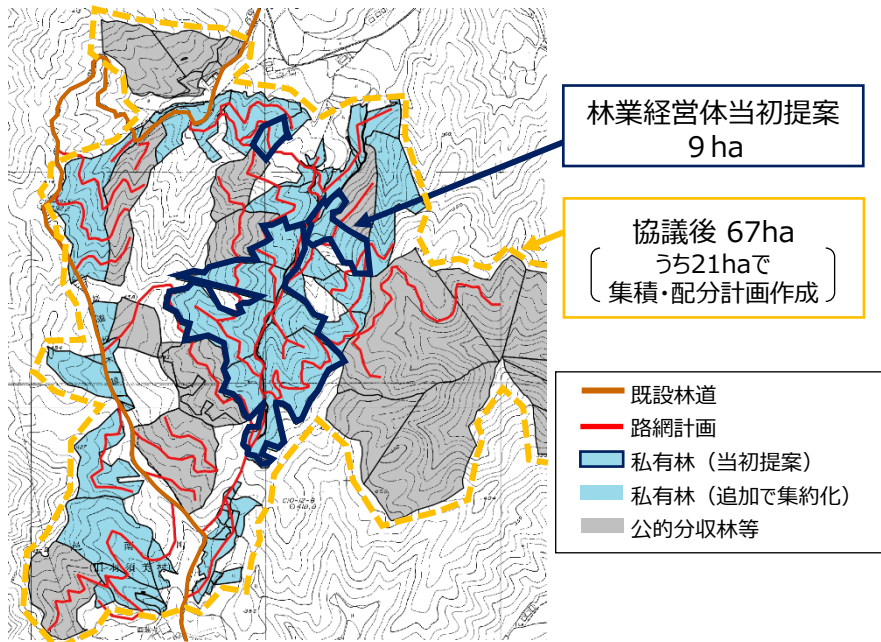
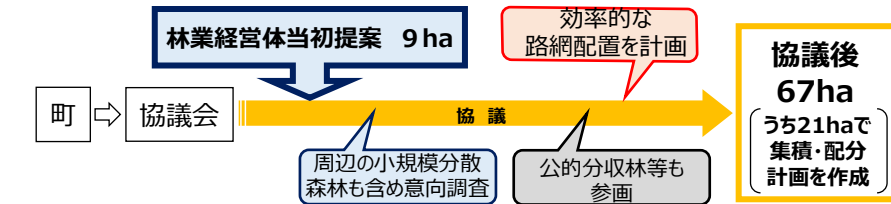
森林経営管理制度の取組上の好事例

➤ 全国各地域において、

- ① 事前に関係者で協議を行って効率的に集積・集約化を図る
- ② 専門知識や体制を有する法人に、森林や境界の調査など専門的な業務を委託するなどにより、取組を進めている事例があります。

■ 集約化が進んだ取組事例（島根県^{おおなん}邑南町）

林業経営体から提案を受けたうえで、協議会で周辺の小規模分散森林も含めた意向調査や、公的分収林等も含めた路網計画を検討。



■ 市町村の制度運用を支援する取組の例

みえ森林経営管理支援センター（三重県）

(一社) 三重県森林協会内に設置し、地域林政アドバイザーが常駐。研修の実施、相談対応、巡回指導、法律相談窓口、人材バンクの運営等により、市町を支援。



森林の現況調査の支援

愛媛県森林管理支援センター（愛媛県）

(公財) 愛媛の森林基金に委託し、流域を単位とした複数の市町が連携して事業に当たる市町連携組織として「森林管理推進センター」を設置、技術職員を派遣。



市町との協議

2. 森林経営管理法の改正について(概要)

森林経営管理法の改正の概要

- 令和7年5月改正、令和8年4月1日施行。
- 市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設、経営管理権の設定における手続要件等を緩和します。
- 現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを措置します。

■ 森林経営管理制度のハードル

- ・市町村役場の職員が足りない
- ・所有者や境界が不明な森林が多い
- ・集積計画作成時の全員同意が大変
- ・所有者不明森林等の特例の公告期間が長い
- ・市町村が伐採を行うのに、伐採造林届出が必要

- ・小規模分散で集積・集約化につながらない
- ・森林所有者からの回答・同意がとりづらい
- ・配分計画作成時に企画提案を希望する者が1者でも企画提案が必要
- ・森林整備を担う林業経営体がない

など

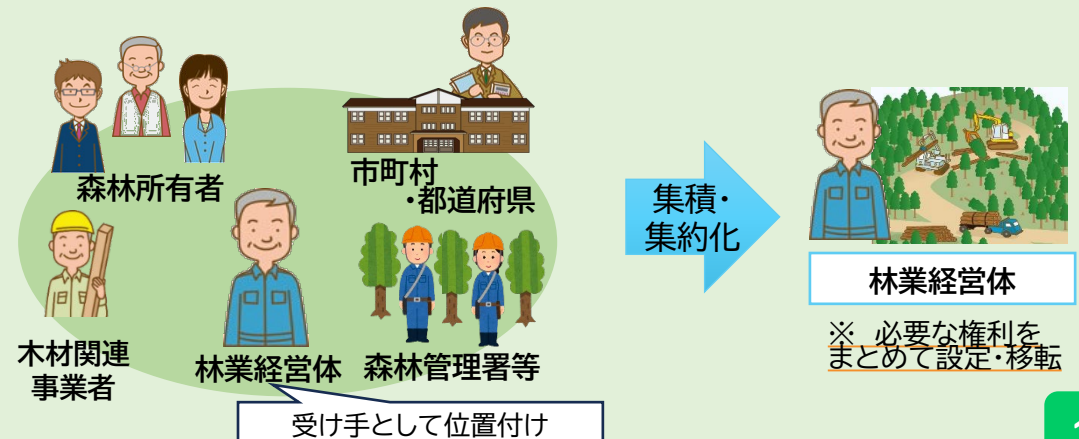
■ 改正の2つの柱

市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

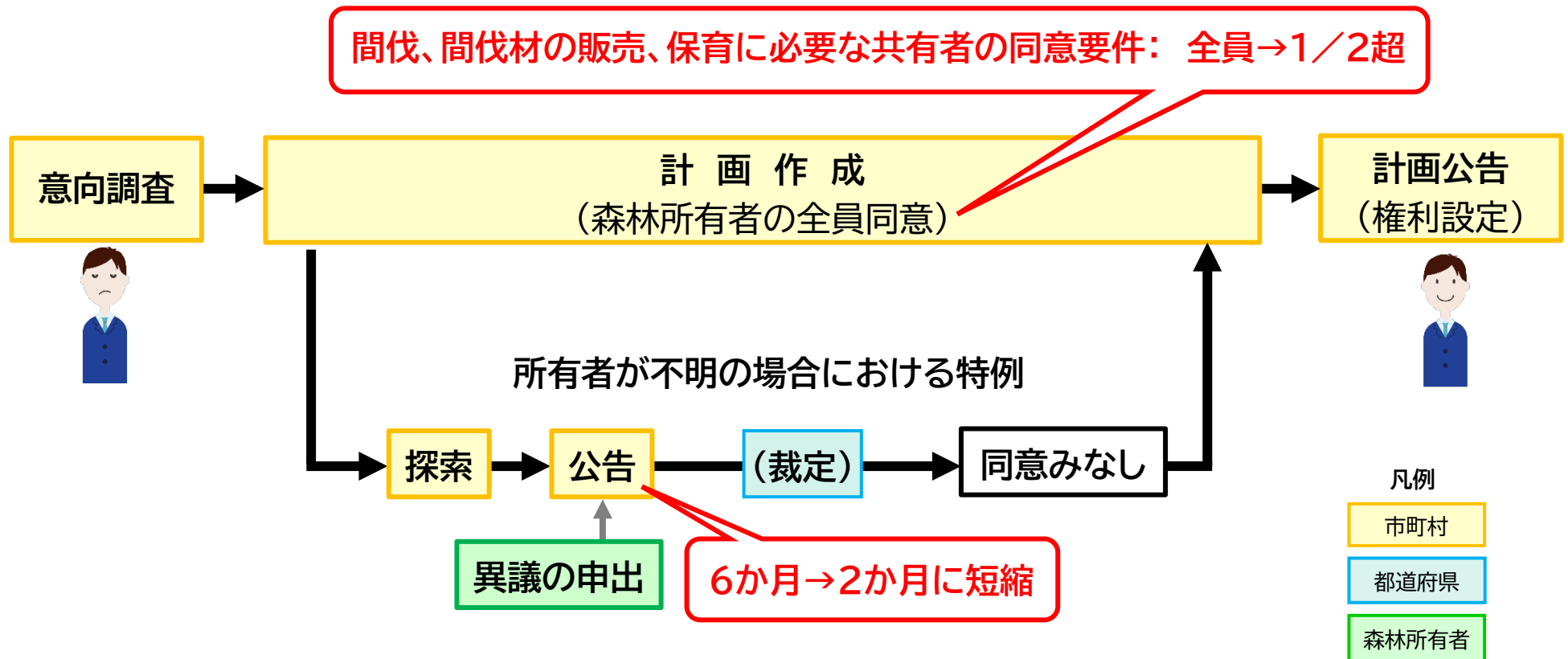
関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成



市町村の事務負担の軽減（手続要件等の緩和）

- 共有状態にある森林における市町村への経営管理権の設定（間伐、間伐材の販売、保育）に必要な、**共有者の同意要件を緩和**します（**全員→1/2超**）。
- **所有者不明森林等**について、市町村への経営管理権設定に関する**公告期間を短縮**します（**6か月→2か月**）。

■ 経営管理権の設定における手続要件等の緩和



市町村の事務負担の軽減（経営管理支援法人の指定制度の創設）

- ▶ 市町村が専門的知見・ノウハウをもつ法人（経営管理支援法人）を指定し、そのサポートを受けられる仕組みを作ります。（指定するかしないかは任意。また、複数の法人を指定可能。）

■ 制度のイメージ



■ 経営管理支援法人の対象

- ・ 都道府県や複数の市町村が共同で設置している公益法人等
- ・ 森林の集積・集約化に専門的知見を有する森林組合連合会等の林業団体
- ・ ICT技術を活かして林業のスマート化に取り組んでいる企業 等

■ 市町村の制度運用を支援する取組の例

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（栃木県）

- ・ 森林情報収集、境界確認、林分調査、路網線形調査、施業案の検討等、市町の技術的な業務を支援。



G N S Sを活用した境界調査

一般社団法人やましごと工房（徳島県美馬市・つるぎ町など）

- ・ 森林経営管理方針案の検討、意向調査、境界確認、集積計画・配分計画作成、市町森林経営管理事業の監理等の市町村の業務を補助。



空中写真から森林資源状況を解析

市町村の事務負担の軽減（経営管理支援法人の指定制度の創設）

- 経営管理支援法人は、委託等により「森林所有者からの相談対応、マッチング」「境界明確化」「森林所有者の探索」「森林調査」等の業務を実施し、市町村事務を支援します。
- 法人は、経営管理支援法人として指定されることにより、公的信用力が付与され、活動に対する住民等の理解向上、円滑な業務実施が図られます。

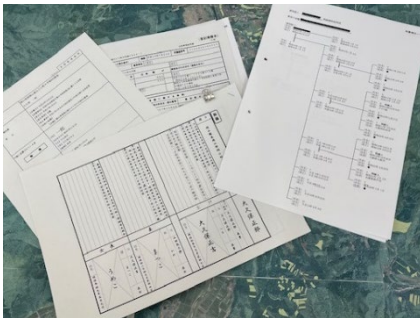
■ 経営管理支援法人の業務のイメージ

① 森林所有者等からの相談・情報提供

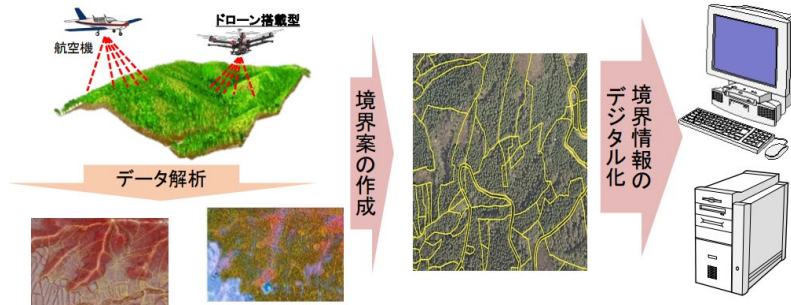
※ 森林を手放すことを希望する所有者と森林取得を希望する者のマッチング業務を含む



③ 森林所有者の探索



② 森林の土地の境界の明確化



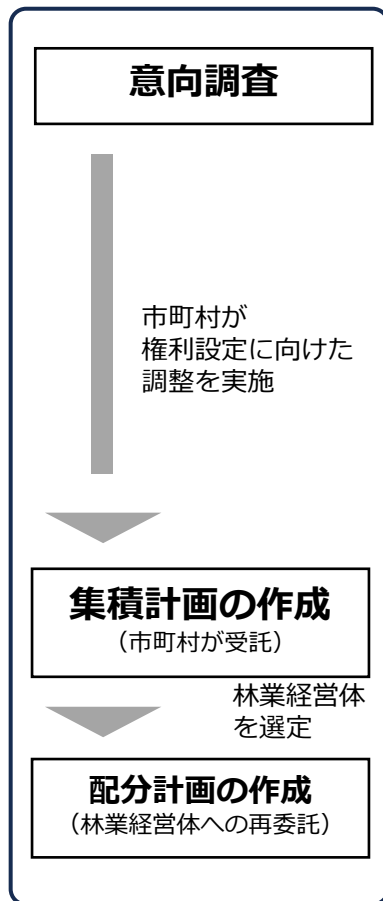
④ 森林の経営管理の状況調査



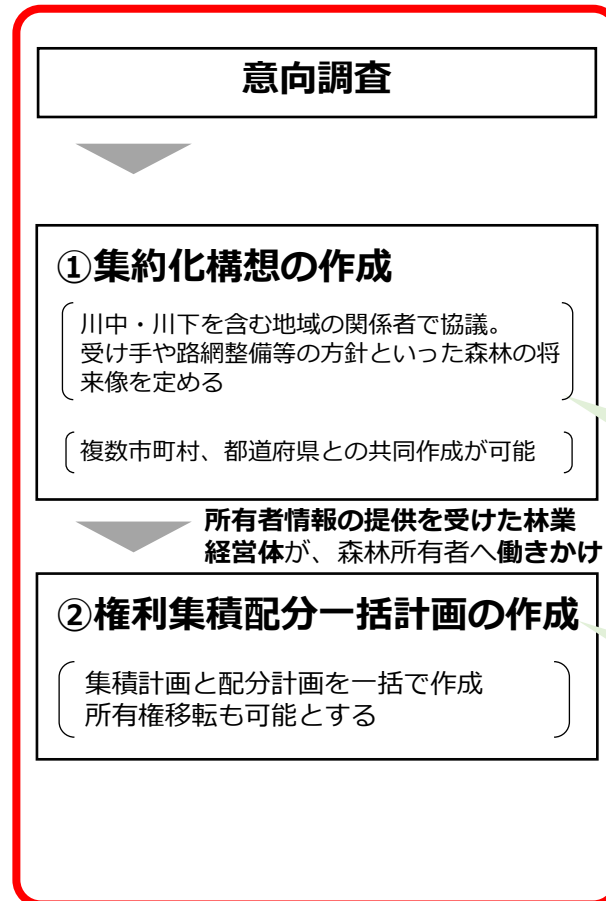
集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

- 地域の関係者が協議し、「集約化構想」として、受け手や路網整備等の方針といった**森林の将来像**を定めます。
- この実現に向け、「一括計画」を作成し、森林の経営管理のための**権利を、林業経営体に迅速に設定・移転**することを可能とします。

【現行の仕組み】



【新たな仕組み】 (任意)



+

- ・市町村は、林業経営体を含む地域の**関係者の協議を実施**。
- ・経営管理の集約化に向けた将来像として、**集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する**「集約化構想」を作成。
- ・「集約化構想」の作成について、**林業経営体からの提案も可能**。

- ・森林の経営管理のための**権利を、迅速に設定**。
- ・所有権移転も可能。

協議のイメージ

【協議】

地域の関係者が協議し、集約化を図る区域や受け手となる林業経営体、条件整備等について取りまとめます。

森林の集積・集約化を進める必要性・可能性が高いエリアを対象地域として選定

森林所有者への意向調査、森林資源情報等の整理

協議の実施、取りまとめ

集積・集約化を図ろうとする森林の区域

経営管理の方針

集約化の目標

権利設定が必要な森林（**構想森林**）
受け手（**構想適合事業者**）

条件整備の方針

【協議の参加者】

市町村 **必須**、都道府県（共同作成可能）

支援法人

受け手となる林業経営体 **必須**

森林所有者（地域の代表者等）

木材関連事業者（製材工場、工務店等）

森林の経営管理を行っている主体
（森林組合、公有林管理者、森林管理署等）

都道府県

集約化構想で
受け手となること
を希望する者
（適合事業者）を
公募・公表

構想等のイメージ

【集約化構想】

地域の関係者による話し合いを経て、**経営管理の集約化に向けた将来像（絵姿）**として、**集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」**を作成します。

集約化構想

令和8年〇月 〇〇町

【一体経営管理森林の区域】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班全域 ■ha

【経営管理の方針】

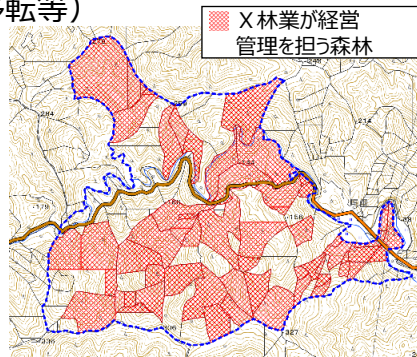
路網から近い緩傾斜地は、主伐、再造林を中心に循環利用
条件が悪い森林は間伐を中心に実施し、針広混交林化を図る

【方針達成のための目標】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班のうち◆haについて、
X林業株式会社が経営管理を担う
(経営管理実施権の設定、所有権移転等)

【必要な条件整備の方針】

- ・路網整備（作業道）
- ・受け手に個人情報を提供し、町と連携して同意取得
- ・地籍調査未了箇所は境界明確化
- ・所有者不明森林等は特例活用
- ・再造林後にはシカ防護柵設置
- ・○△製材所と協定締結



集約化構想を作成した場合、以下の特例が活用可能

- ① 受け手に対し、所有者情報を提供可能
- ② 林道の開設・改良に関する特例
- ③ 筆界特定申請の特例 等

【一括計画】

経営管理権と経営管理実施権をセットで設定します。
あわせて、森林所有者から受け手となる林業経営体に、**直接、所有権の移転**が可能です。

権利集積配分一括計画

経営管理実施権者：X林業

【経営管理実施権】

〇〇町に経営管理権を、X林業に経営管理実施権を設定する。

| 森林 | 面積 | 存続期間 | 経営管理の内容 | 森林所有者 |
|-----|-----|------|---------|-------|
| A 1 | 〇ha | △年 | 主伐・再造林 | 何某1 |
| A 2 | 〇ha | △年 | 主伐・再造林 | 何某2 |
| A 3 | 〇ha | △年 | 主伐・再造林 | 何某3 |
| A 4 | 〇ha | △年 | 搬出間伐 | 何某4 |
| A 5 | 〇ha | △年 | 搬出間伐 | 何某5 |

【所有権】

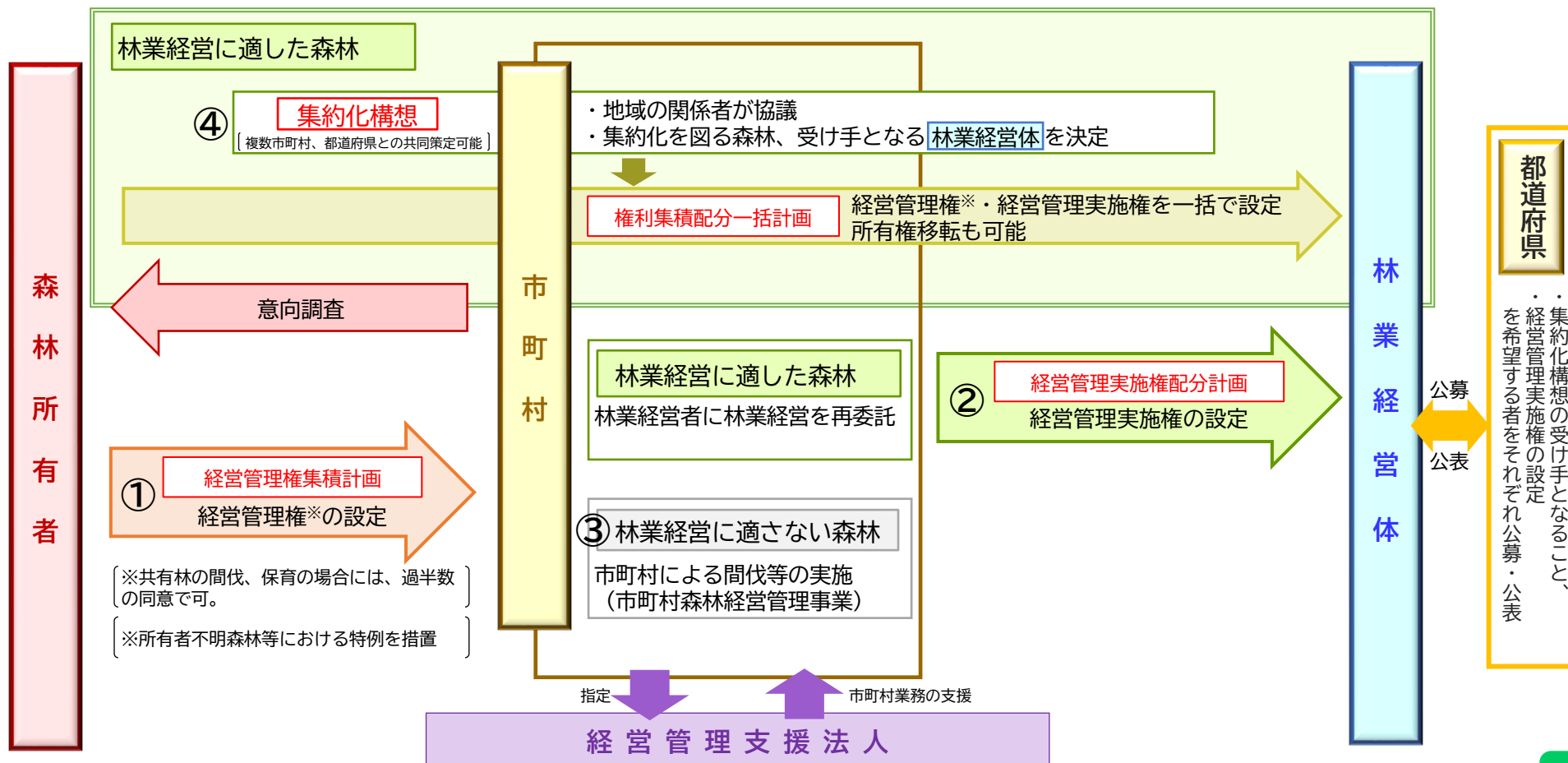
あわせて、以下の森林について、X林業に所有権を移転する

| 森林 | 面積 | 利用目的 | 経営管理の内容 | 森林所有者 |
|-----|-----|------|---------|-------|
| A 6 | 〇ha | 森林経営 | 主伐・再造林 | 何某6 |

令和8年〇月 〇〇町

改正森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

- ① 森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合に、**意向調査**に基づき、**市町村が森林の経営管理の委託**を受ける。
- ② **林業経営に適した森林**は、**林業経営者に再委託**。
- ③ **林業経営に適していない森林**は、**市町村が管理**を実施。
- ④ また、**地域の関係者の協議**により**集約化構想**を作成し、**林業経営体への権利設定**を迅速に行う**仕組み**も措置。（



(参考) 新しい集約化のイメージ

- 新たな仕組みの活用、その際にさまざまな技術的手法等も活用することで、これまで思うように進まなかった集約化が進むことを期待しています。

地域の選定

協議

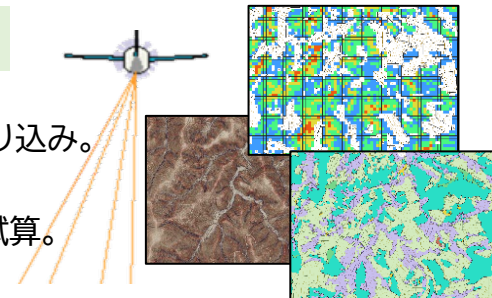
集約化構想の作成

必要な権利設定

集約化

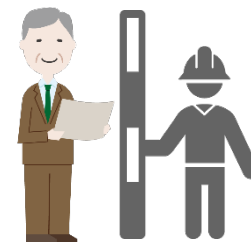
ICTを活用した対象地区や森林の選定、路網計画、境界明確化

- 実測ベースの森林資源情報を用いて、対象地域のシステムティックな絞り込み。
- 現地に行かずとも境界を確定。
- 林分の評価を行うことで、詳細な木材生産量や各森林所有者の収益を試算。



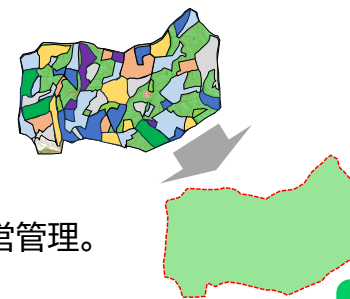
各種法制度を活用した所有者探索、境界明確化

- 所有者不明森林における特例等の活用。
- 筆界特定の申請の特例の活用。
- 民法における所有者不明土地管理制度や財産管理人制度などの活用。



境界にとらわれない新たな経営手法や所有権移転型の集約化

- 外縁の境界を明確化した上で、林業収益については森林所有者ごとに面積按分することで、複雑な内縁の境界にとらわれず集約化が可能に。
- 森林施業だけでなく、所有権ごと集積・集約化することで、より安定的・長期の経営管理。



改正法により期待できる効果

| | |
|---------------|--|
| 市町村 (地域全体) | <ul style="list-style-type: none">○同意要件の緩和や経営管理支援法人制度等により、事務負担の軽減に貢献。○集約化構想の段階で受け手が決まるため、効果的・効率的な制度推進が可能。○受け手が主体的に現地調査や森林所有者への働きかけを行うことで、市町村の負担を軽減。○協議・集約化構想を通じて、制度推進や森林づくりの方向性を決め、地域の関係者と共に取り組むきっかけとなる。○公有林を集約化構想に含めることで、市町村自身も効率的に施業を実施。 |
| 森林所有者 | <ul style="list-style-type: none">○より面的まとまりをもって、林業経営体への経営管理の委託が進むことにより、所有森林からの収益の確保が期待。○森林を手放したい所有者のニーズに応えることが可能。 |
| 地域の林業経営体 | <ul style="list-style-type: none">○集約化構想に基づき、小規模分散森林や所有者不明森林の整備が進み、施業や路網の整備を効率的に実施。経営規模や雇用の安定・拡大につながる。○受け手となることが決まった上で森林所有者への具体的な説明・提案ができ、事業地を確保しやすくなる。 |
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none">○集約化構想を市町村と共同で作成することにより、路網整備や原木の安定供給など地域林業の課題解決に向けた取組も可能。 |
| 市町村の業務を支援する法人 | <ul style="list-style-type: none">○公的信用力が付与され、活動に対する住民等の理解向上、円滑な業務実施が図られる。 |

市町村の政策課題の解決に貢献する森林・林業

- 森林経営管理制度は、市町村が森林・林業分野の様々な取組を進めるための手段。さらに、こうした取組は、広く地域の政策課題の解決にも貢献することが可能です。
- また、今般導入する「新たな仕組み」は、関係者の合意形成を通じた地域づくりにもつながる可能性。関係者との意見交換等を通じ、活用について、積極的にご検討願います。

【市町村の政策課題】

地域住民の安心・安全の確保

地域経済の活性化

雇用創出・人口増加

地域づくり機会の増加

地域資源の基本情報整備



【森林・林業分野の取組】

手入れ不足森林の整備

林業経営体による木材生産、
市町村による事業発注、路網整備

森林整備の担い手育成

協議による関係者の合意形成

意向調査による
森林所有者の把握・確認

※下線は新たな仕組みに特に関連するもの

おわりに

森林は「課題」もありますが、「資源」「チャンス」でもあります！

国、都道府県、市町村、林業経営体、森林所有者・・・

みんなで「集積・集約化」を通じて、

森林づくり、地域づくりを

進めていきませんか？

できることから、
できるところから！